



生活排水処理の計画の策定

基本方針

近年の社会・経済情勢の顕著な変化等に応じ、より経済的かつ効率的な生活排水処理を進めるることを目的に、次の4つの基本方針を設けています。

1 公共下水道

平成37年度までに現状の事業認可区域に加え、「男衾駅西側区域」について整備を進めます。公共下水道および農業集落排水の整備区域以外について整備を行うこととし、

2 農業集落排水

「折原地区」の整備完了後に残った地区の整備を進めます。

3 合併処理浄化槽

町で、公共下水道、農業集落排水および合併処理浄化槽の生活排水処理施設に接続して使用している人口の割合（生活排水水洗化率）は、平成14年度で44.5%、平成17年度には50%を超

4 排水先の整備

計画の目標である平成37年度までに生活排水処理普及率100%を達成するため、基本方針に沿って公共下水道事業、農業集落排水設置整備事業を実施し、次とおり整備を推進しています。

生活排水処理計画

単独処理浄化槽およびし尿汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、適正な維持管理についてのPRを行います。

し尿・汚泥の処理計画の策定

それらの区域外にある、合併処理浄化槽を設置している家屋等の人口を加え、行政人口で除した割合

基本方針

水先が確保されていない地域について、計画的に排水処理槽への転換を促進するため、基本方針に沿って公共下水道事業、農業集落排水設置整備事業を実施し、次とおり整備を推進しています。

① 計画処理区域：寄居町全域および深谷市の一部(旧内線267)へ。生活排水処理普及率・公共下水道整備済区域および農業集落排水区域内の人口に、

② 収集・運搬計画：発生したし尿および浄化槽汚泥の全量を委託により、迅速かつ衛生的に収集・運搬を行います。

③ 中間処理計画：汚泥再生処理センターで発生する汚泥を資源化(炭化処理)し、肥料として有効利用に努めます。

④ 最終処分計画：汚泥再生処理センターで発生する汚泥を資源化(炭化処理)し、肥料として有効利用に努めます。

生活排水処理の推進

快適な生活環境の確保と水環境の保全のため、町民・事業者などの協力が必要不可欠なことから、本誌、町公式ホームページ等によるPR活動等を行っています。

問い合わせ／生活環境課：(581-2121内線223)へ、公共下水道および農業集落排水については上

寄居町生活排水処理基本計画

町では、町内の生活排水処理の現状を把握し、生活排水処理施設の整備を経済的かつ効率的に実施するため、平成37年度を目標年度として、「生活排水処理基本計画」を策定しました。

町の生活排水処理の現状

町では、公共下水道や農業集落排水の計画的な整備により整備区域が拡大され、また、合併処理浄化槽の設置数が順調に増加したことによるもので、これに炊事、洗濯、入浴等、人の生活に伴い公共用水域に排出される水とし尿（生活排水）を「いつまでに、どのようないくつか」を取りまとめていくのが「生活排水処理基本計画」です。これは、経済的かつ効率的な処理のあり方を常に模索するもので、社会情勢の変化に適宜対応していくために、定期的に見直しが行われます。寄居町の前計画は、平成27年度を目標年度として、平成16年3月に策定されていますが、その計画を見直し、平成37年度までに生活排水処理普及率100%を目標とした本計画が策定されました。

町をとりまく状況の変化

これは、生活排水処理施設の整備を実施するうえで大変重要なことで、「いつまでに、どのような施設で、どの程度処理していくのか」を決める、大きな要因の一つとなります。

前計画では、行政人口の推計値は将来に向かい増加少、少子高齢化の傾向にあります。これは寄居町においても例外ではありません。

※1 行政人口：住民基本台帳および外国人登録原票に記載されている行政区域内の人口

近年は全国的に人口減少、少子高齢化の傾向にあります。これは寄居町においても例外ではありません。

なお、町における生活排水は次の図のように処理されています。

